国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学 学長 今岡 春樹

奈良女子大学附属中等教育学校 校長公募要項

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本学附属中等教育学校は、中高一貫教育カリキュラムや理数教育カリキュラム、高大接続カリキュラムの開発など、先導的、実験的な教育課題に取り組んできました。さらに、「令和の日本型学校教育」のモデルを目指して様々な取組を進めています。今後もさらに魅力ある学校づくりを進めるために、組織をまとめるマネジメント力や人と人をつなぐネットワーク力、何より教育に対する熱意を持ち、これからの学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集します。

1 求める人物像

下記の資質・能力において優れた力量を持たれた方を求めます。

- (1) 深い洞察に基づく判断力を有する者
- (2) 創造的な職場環境を構築する意欲を有する者
- (3) 学校の教育力を最大化することができる者
- 2 募集人数

1名

3 校長選考

(1) 応募資格

次の各号に掲げる項目のすべてに該当する者

- ① 日本国籍を有し、学校教育法第9条に該当しない者
- ② 大学附属学校または公立学校や行政機関、研究・教育機関等において、校長、副校長、教頭等管理職や指導主事等の経験を有する者またはそれと同等以上の経験を有する者

(2) 任期

- ① 3 年(再任する場合があり。ただし、1 回限りとし、その場合の任期は 3 年以内)の期限付きとします。
- ② 本学職員の場合は、本学の規程によります。

(3) 採用年月日

令和6年4月1日

(4) 選考方法

第一次選考:書類選考

結果は、令和5(2023)年9月3日(日)までに本人宛に通知します。

第二次選考:書類と面接による選考

[選考日]令和5(2023)年9月10日(日)

第一次選考合格者は、書類と面接による第二次選考を行います。実施に当たっての詳細は、第一次選考合格者に対して第一次選考結果と併せて通知します。なお、面接等に関わる旅費、宿泊費等は応募者の負担となります。結果は、すみやかに本人宛に通知します。

最終選考:学長面接

[面接日]令和 5(2023)年 9 月 11 日(月)~令和 5(2023)年 9 月 25 日(月)の間

第二次選考合格者に対して学長が面接します。実施に当たっての詳細は、第二次選考合格者に対して第二次選考結果と併せて通知します。なお、面接等に関わる旅費、宿泊費等は応募者の負担となります。結果は、令和 5(2023)年 10 月中旬を予定しています。

4 校長採用までの手続き

辞令交付は令和 6(2024)年 4 月 1 日となりますが、令和 5(2023)年度末までの期間に附属中等教育学校管理職との業務引継があります。

5 給与等

- (1) 国立大学法人奈良国立大学機構職員給与規程に基づき支給されます。
 - ※ 教育職(二)を適用し、それぞれ個人の経験年数に基づき計算します。
- (2) 校長の任期中に 60 歳を超える年度は、国立大学法人奈良国立大学機構再雇用職員就業規則に準じた雇用となります。

6 提出書類

(1) 履歷書

指定の書式(附属中等教育学校ホームページからダウンロードしてください)

- ※ 学校教員等の経歴については、職名(校長、教頭等)を明記すること。
- (2) 教育·実践研究業績書

指定の書式(附属中等教育学校ホームページからダウンロードしてください)

- (3) 教員免許を有している場合は、教員免許状の写し及び更新講習修了確認証明書の写し、または教員免許状取得見込証明書
- (4) 「奈良女子大学附属中等教育学校をさらに魅力ある学校にするために」というテーマで、ご 自身のこれまでの実績を踏まえて三つの取り組むべき課題について、A4 判 1 枚・横書き・ 1600 字以内で提出してください。
- (5) 返信用封筒1通(長形3号封筒84円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください)

※ 提出された書類は、返却しません。提出書類に記入された情報は、国立大学法人奈良国立 大学機構個人情報管理規程に基づき適正に管理します。

7 提出期限

令和 5(2023)年8月31日(木)必着とします。

8 提出先・方法

〒630-8305 奈良県奈良市東紀寺町 1-60-1 奈良女子大学附属中等教育学校・附属学校部係長 宛 「校長応募書類」と朱書きの上、簡易書留で送付してください。

9 問い合わせ先

奈良女子大学附属中等教育学校·附属学校部係長 奥野 芳英電話番号:0742(26)2571

E-MAIL:steam-f@jimu.nara-wu.ac.jp

[参考]

学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第 10 条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第 11 条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年 を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において,日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し,又はこれに加入した者